

令和4年6月30日

保護者等各位

北海道美幌高等学校長
酒 井 徹 雄

校則改正のお知らせ

初夏の候 保護者等の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では数年前からスマートフォンの校則改正について、生徒会執行部が中心となって議論を進めてまいりました。

今回、スマートフォンの利用について下記の通り校則を変更しますのでお知らせいたします。
なお、校則改正につきましては、今後も改正の都度、保護者等の皆様にもご連絡いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 現行のスマートフォンの利用ルール（「生徒手帳 生徒心得 6. 所持品 等」）

（1）携帯電話

- ①校内への持ち込みは認めるが、生徒玄関に入る前には電源を切り、鞆にしまうこと。
- ②校内における鞆以外での携帯の保管は認めない（盗難等の恐れがある場合は担任に預けること）。
- ③迎えの連絡などで使用する場合、生徒玄関から外へ出でのポーチの部分、もしくは生徒玄関風除室での使用を認める（風除室から中での使用が多く見られた場合は、風除室での使用を禁止する）。
- ④ポーチの部分や風除室の床に座り込んでの使用や長時間の使用は認めない。
- ⑤使用可能時間帯は、原則帰りの SHR 終了後からとする。登校後、忘れ物などの連絡は午前8時30分以前かつ所定の場所であれば可とする。

2. 新しいスマートフォンの使用ルール ※現行の（1）⑥～⑧は踏襲します。

（1）スマートフォン

- ①使用時間 朝 SHR 前と帰 SHR 後のみの使用とする。
- ②使用場所 ア) HR 教室・農業クラブ室・生徒会室
イ) 部活動で認められている場所
ウ) 風除室の利用は通話時のみとする。
- ③注意事項 ア) 公共の場を意識した方法（他人に迷惑をかけない）で利用する。
イ) 朝 SHR と帰 SHR までの間は電源を切り、鞆（BOX）で保管する。
- ④その他 ア) ルールが守られなかった場合は、その場で没収し、担任・生徒指導部が対応する。
イ) 違反者が頻繁するような状態が続けば、旧来のルールに戻す。

3. その他

…歴代の生徒会執行部（石川・伊藤・澤田・山本・岡部・藤田（現執行部））が中心となって、全校生徒で議論を重ねてきました。その中で生徒達はスマートフォンの利用を通して「学校は公共の場であり、社会に出た時のマナーを身に付けること」を目的としてきました。
今回の改正を通して、マナーを身に付ける一助とするとともに、「自分一人の時、他に見えている人が誰も居ない場合でもそれを守る事が望ましい価値観＝道徳（モラル）」を形成することを期待しています。